

# 障がい者の法定雇用率の引上げ等について (令和6年4月1日～)

障害者雇用促進法では、全ての事業主に対し、法定雇用率以上の割合で障がい者を雇用することを義務づけています。  
この法定雇用率について、4月1日から以下のとおり改正されます。

## ① 法定雇用率の段階的引き上げ

	令和5年度	令和6年4月	令和8年7月
民間企業の法定雇用率	2.3% ⇒	<u>2.5%</u> ⇒	<u>2.7%</u>
対象事業主の範囲	43.5人以上	<u>40.0人以上</u>	<u>37.5人以上</u>

## ② 障がい者の算定方法の変更

### ○ 一部の週所定労働時間20時間未満の方の雇用率への算定

週所定労働時間が10時間以上20時間未満の精神障がい患者、重度身体障がい者及び重度知的障がい者について、雇用率上、0.5カウントとして算定できるようになります。

#### 【障がい者の算定方法】

	30時間以上	20時間以上	10時間以上
身体	1	0.5	—
重度	2	1	0.5
知的	1	0.5	—
重度	2	1	0.5
精神	1	1	0.5

令和6年4月から拡大